

水質汚濁の防止、廃棄物の発生抑制

| | |
|---------|----------------|
| 事例名 | 8. 汚水、汚泥処理、再利用 |
| 工事名 | 一般国道324号出島バイパス |
| 施行場所 | 長崎市新地町～早坂町 |
| 事業年度 | 平成4年度～平成15年度 |
| 実施機関 | 出島バイパス建設事務所 |
| 適応可能な事業 | 道路 |

<具体的な環境配慮内容>

工事に伴い発生する濁水及び、汚泥の排出抑制

<環境配慮の目的と視点>

- ・処理した濁水を工事に再利用した。
- ・脱水したケーキを中性固化し、盛土材として再利用した。

<環境配慮技術の概要>

濁水による公害対策を目的として、トンネル工事に伴い発生する湧水・工事用水等の高アルカリ性濁水を濁水処理設備（写真1）にて処理した。処理された濁水は工事へ再使用し、余分処理水は河川へ放流した。

脱水機（フィルタープレス）にて処理した排出ケーキを改質設備（写真2、図1）において中性固化し、盛土材として有効利用した。



写真1 濁水処理設備（能力：200t/hr）



写真2 脱水ケーキ改質設備

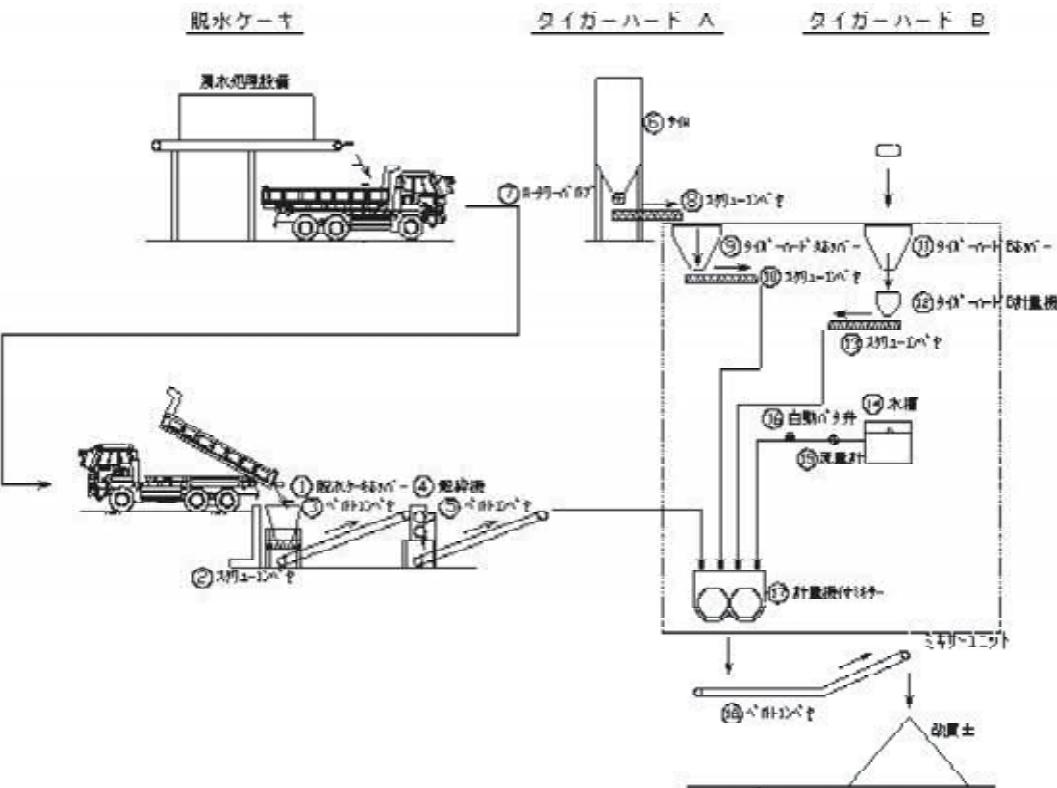


図1 脱水ケーキ改質フロー

<環境配慮による効果>

処理された濁水を再利用することにより、河川へ放流する処理水を最小限に抑制することができる。

濁水処理に伴う排出ケーキは、産業廃棄物の汚泥に分類されるが、改質設備に置いて中性固化することで、盛土材に再利用することが可能となり、産業廃棄物の縮減に効果的である。

<課題等>

- ・濁水処理にあたっては、関係法令に従って処理基準を設定し、遵守する必要がある。
- ・発生する濁水の量に応じた処理設備を設ける必要がある。

<同技術を採用した他の事例>

| 工事名称 | 実施機関 |
|------|------|
| | |